

各都道府県知事 殿

消防庁次長

危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の  
一部を改正する政令等の施行について

消防法の一部を改正する法律（昭和51年法律第37号。以下「法」という。）の一部の施行期日を定める政令（昭和52年政令第9号）が昭和52年2月1日に公布され、法附則第1条ただし書に係る部分が同年2月15日から施行されたことに伴い、危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令（昭和52年政令第10号）は同年2月1日をもって、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（昭和52年自治省令第2号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和52年自治省告示第22号）は2月10日をもってそれぞれ公布され、原則として2月15日から施行された。

今回の改正は、新たに義務付けられた完成検査前検査に関する事項、保安に関する検査に関する事項、危険物保安技術協会への委託に関する事項等の細目の整備のほか、一定規模以上の屋外タンク貯蔵所等に係る位置、構造及び設備の技術上の基準の整備強化、手数料の改定等をその主な内容としたものである。

貴職におかれては、下記事項に留意のうえ、その運用に遺憾のないよう格段の配慮をされるとともに、管下市町村に対してもこの旨示達のうえ、よろしく御指導願いたい。

記

第1 完成検査前検査に関する事項

- 1 法第11条の2第1項の検査（以下「完成検査前検査」という。）を受けなければならない製造所等として液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（以下「液体危険物タンク」という。）を有する製造所等が指定されたこと（危険物の規制に関する政令（以下「令」という。）第8条の2第1項）。
- 2 完成検査前検査を受けるべき工事及びその工程並びに検査を受けるべき事項が定められたこと（令第8条の2第2項から第4項まで）。

なお、完成検査前検査の実施に当たっては、次の事項に留意されたい。

- (1) 完成検査前検査を行う日（以下この号において「検査日」という。）については、検査体制の混乱及び工事の工程の阻害を未然に防止するため、検査の申請時点において申請者と十分調整を行つたうえで決定すること。
- (2) 検査日については、当該検査日の1週間前に申請者において確認させること。
- (3) 完成検査前検査の検査回数は、必要最少限度にとどめること。

- 3 完成検査前検査の申請書の様式が定められ、これに伴い従来のタンク検査申請書の様式が廃止され、完成検査申請書の様式が一部変更されたこと（危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）第6条及び第6条の4、別記様式第4及び第5）。
- 4 完成検査前検査の申請時期が定められたこと（規則第6条の5）。
- 5 この政令の施行の際、現に消防法第11条第1項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされている製造所等（以下「既設の製造所等」という。）であつて、この政令の施行日以後に法第11条第1項後段の変更に係る許可の申請があつたものについては、完成検査前検査に係る検査として水張検査又は水圧検査に係る規定の適用があること。この場合において、既設の製造所等としての特定屋外タンク貯蔵所（以下「既設の特定屋外タンク貯蔵所」という。）に係る完成検査前検査については、水張検査又は水圧検査に係る規定の適用があるほか溶接部検査に係る規定の適用があること（令附則第3項）。なお、既設の特定屋外タンク貯蔵所（この政令の施行日以後に法第11条第1項後段の規定による変更の許可の申請があつたものを除く。）に係る完成検査を受けていないものについては、完成検査時に令第11条第1項第4号の2の溶接部に関する規定に適合しているかどうかの確認を行うこと。

## 第2 保安に関する検査に関する事項

- 1 法第14条の3第1項の保安に関する検査を受けなければならない屋外タンク貯蔵所として、その貯蔵し、又は取り扱う危険物の最大数量が10,000k1以上の特定屋外タンク貯蔵所が指定され、あわせて、検査すべき事項としてタンクの底部の板の厚さ及び溶接部に関する事項が定められたこと（令第8条の4第1項から第3項まで）。

また、当該検査を受けるべき時期は、原則として、完成検査を受けた日又は前回の保安に関する検査を受けた日から10年を経過した日の前後1年とされたこと（令第8条の4第2項、規則第62条の2）。

なお、令第8条の4第2項ただし書により、規則第62条の2において規定されている保安に関する検査を受けるべき時期の特例事由については、次の事項に留意されたい。

- (1) 保安に関する検査の対象となるべき特定屋外タンク貯蔵所の所有者等（以下「義務者」という。）の判断において、当該特定屋外タンク貯蔵所の保守管理の必要が生じた場合は、規則第62条の2第2号に規定する事由に該当すること。
  - (2) 義務者の判断において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類を変更する必要が生じた場合は、規則第62条の2第3号に規定する事由に該当すること。
- 2 法第14条の3第2項の保安に関する検査については、次の事項が定められたこと（令第8条の4第4項から第6項まで）。
    - (1) 保安に関する検査を受けなければならない屋外タンク貯蔵所として特定屋外タンク貯蔵所が指定されたこと。
    - (2) 当該検査を受けるべき事由としてタンクの不等沈下の数値の割合が100分の1以上となつた場合及びこれに相当するものとして自治省令で定める事由が

生じた場合が該当することとされたこと。

なお、自治省令で定める事由については、技術的検討を待つて、追つて規定する予定であること。

- (3) 上記(2)の事由が生じた場合(自治省令で定める事由が生じた場合を除く。)は、当該特定屋外貯蔵タンクの基礎の修正を要するものとする。

この場合、当該特定屋外タンク貯蔵所については、法第11条第1項後段の規定による変更の許可を要するものであること。なお、当該変更の計画に当たつては、不等沈下を生じた経緯等を勘案したうえ、不等沈下を防止するための措置について十分な検討を行わせること。

- (4) 検査すべき事項としてタンクの底部の板の厚さ及び溶接部に関する事項が定められたこと。

なお、上記1及び2の保安に関する検査については、次の事項に留意されたい。

- (1) タンクの底部の板の厚さの測定箇所は、次によること。

ア アニユラ板にあつては、側板内側より0.5mまでの範囲内において、千鳥に2m以下の間隔でとつた箇所、底板にあつては板1枚当たり3以上の箇所とする。

イ 腐食の認められる箇所、接地設置箇所付近、水抜き付近等にあつては、上記アの箇所によるほか、おおむね0.3m間隔の点を当該箇所とすること。

- (2) タンクの底部の溶接部の検査に関し、留意すべき事項は、第4の3(6)及び(7)とすること。

- 3 保安に関する検査の申請書の様式として屋外タンク貯蔵所の保安検査申請書が追加され(規則第62条の3、別記様式第18)、保安検査時期変更承認申請書及び保安検査済証の様式の一部が変更されたこと(規則第62条の3、別記様式第19及び第20)。

### 第3 危険物保安技術協会への委託等に関する事項

- 1 法第11条の3第1号の規定による屋外タンク貯蔵所の許可申請に係る審査に関し、危険物保安技術協会(以下「協会」という。)に委託できる事項として特定屋外タンク貯蔵所のタンクの本体に関する事項並びにタンクの基礎及び地盤に関する事項が指定されたこと(令第8条の2の3第1項及び第2項)。
- 2 法第11条の3第2号の規定による屋外タンク貯蔵所の完成検査前検査に係る審査に関し、協会に委託できる事項として特定屋外タンク貯蔵所のタンクの基礎及び地盤に関する事項並びにタンクの溶接部に関する事項が指定されたこと(令第8条の2の3第1項及び第3項)。
- 3 法第14条の3第3項の規定による屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査に係る審査に関し、協会に委託できる事項として特定屋外タンク貯蔵所のタンクの底部の溶接部に関する事項が指定されたこと(令第8条の4第7項)。
- 4 協会の検査員の資格が定められたこと(消防法施行令第5条の2)。

#### 第4 特定屋外タンク貯蔵所の技術上の基準に関する事項

- 1 特定屋外貯蔵所タンクの基礎及び地盤の堅固さについて新たに技術上の基準が定められたこと（令第11条第1項第3号の2並びに規則第20条の2及び第20条の3）。

なお、この基準については、次の事項に留意されたい。

また、既設の特定屋外タンク貯蔵所に係る基礎及び地盤の堅固さに関する規定については、なお従前の例によるものであること（令附則第3項）。

- (1) 規則第20条の2第2項第2号イに定める地盤の堅固さを確認するための試験を行う箇所は、基礎の外縁が地表面と接する線で囲まれた範囲内について当該地盤の性状から判断して当該試験を行うことが必要であると認められる箇所とする。この場合において、平板載荷試験を行う箇所は、3以上とすること。
- (2) 規則第20条の2第2項第2号ロ(3)に定める地盤の堅固さを確認するための試験の方法（標準貫入試験を除く。）及び試験を行う箇所は、次によること。

ア 圧密度試験については、次によること。

- ① 圧密度試験は、地盤に沈下板を埋設し、当該沈下板の沈下を測定する方法（以下「沈下板測定法」という。）により行うこと。ただし、沈下板測定法によつて圧密度試験を行つている場合において、当該圧密度試験によつて圧密度の測定を継続することが困難であると認められるときは、当該改良地盤における試料を採取し、これについて圧密度を測定するに足る試験をすることにより圧密度を推定することができるものとする。
- ② 圧密度試験を行う箇所は、地盤の表面及び地盤の改良深さの底部について行う試験を1の箇所（以下「部分試験箇所」という。）とし、部分試験箇所の必要箇所の数は、地盤の設計条件、工事経過、施工管理等から判断して当該試験を行うことが必要であると認められる箇所数とすること。

この場合において部分試験箇所における地盤の表面及び地盤の改良深さの底部は、相互に近接した箇所とすること。

イ 標準貫入試験を行う箇所は、地盤の設計条件、工事経過、施工管理等から判断して、試験を行うことが必要と認められる箇所とすること。

- (3) 規則第20条の2第2項第4号に定める基礎の堅固さを確認するための平板載荷試験を行う箇所は、次によること。

ア タンク側板の直下の基礎の表面（タンク側板の直下に基礎を補強するための措置を講じたものを除く。）については、当該タンクの円周上におおむね30メートルの等間隔にとつた点とすること。

イ 上記アによるほか、基礎の表面を一辺がおおむね10ないし20メートルの正方形で被われるように分割し、当該正方形で囲まれた範囲内ごとに任意の1の点とすること。

ウ 上記ア又はイの点がそれぞれ3に満たないときは、それぞれ3とすること。

- (4) 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（以下「告示」とい

う。) 第4条の11第3項第3号に定める碎石リングの堅固さを確認するための平板載荷試験を行う箇所は、当該碎石リングの天端上のおおむね30メートルの等間隔にとつた点(当該測定点が3未満となるときは3とする。)とすること。

- 2 特定屋外貯蔵タンクのタンク本体の技術上の基準が強化されたこと(令第11条第1項第4号並びに規則第20条の4及び第20条の5)。

なお、この基準については、次の事項に留意されたい。

また、既設の特定屋外タンク貯蔵所に係るタンク本体に関する規定については、なお従前の例によるものであること(令附則第3項)。

- (1) 令第11条第1項第4号に規定する圧力タンクは、水柱500ミリメートルを超える圧力がかかるものとする。

なお、これをもつて昭和42年6月8日付け事務連絡として示した執務資料のうち圧力タンクの圧力に関する運用上の基準は、変更するものとする。

- (2) タンクの溶接は、ボイラー及び圧力容器安全規則に基づくボイラー溶接士免許証の交付を受けている者(以下「ボイラー溶接士」という。)又は日本溶接協会が検定する溶接工の技量証明書の交付を受けている者(以下「溶接工」という。)により行うこと。この場合において、当該溶接作業は、ボイラー溶接士免許又は溶接工の技量証明書に記載されている作業区分の範囲内の作業にとどめること。

- (3) 溶接施工方法は、次に掲げる溶接施工方法確認試験(以下この号において「試験」という。)により確認されたものでなければならないこと。

ア 試験に用いる板(以下「試験板」という。)は、タンクに使用する板(以下「使用板」という。)をその厚さが、25ミリメートル以下のもの、25ミリメートルを超え38ミリメートル以下のもの及び38ミリメートルを超えるものに区分けし、当該区分に該当する使用板の厚さのうち最大の厚さのものをそれぞれ試験板とすること。

イ 上記アにより区分けした試験板について、当該使用板の溶接方法に応じ、完全溶込み突合せ溶接、すみ肉溶接、部分溶込みグループ溶接等の溶接をした試験片を作り、当該試験片についての試験を行うこと。この場合において、部分溶込みグループ溶接又は完全溶込みグループ溶接をする試験板の大きさ及び試験片の数並びに当該試験方法は、日本工業規格B8501(1976)「鋼製石油貯そうの構造(全溶接)」に定める溶接施工方法確認試験の規格(以下「JIS試験」という。)のT継手すみ肉溶接試験に関する規格の例によること。

ウ 完全溶込み突合せ溶接及び突合せ溶接の試験片についての試験の判定は、次によること。

① 自由曲げ試験において、当該試験片の曲がりの外側の表面及び縁部には割れが生じてはならないこと。ただし、試験片の縁部に割れが生じた場合は、再試験を行うことができるものとし、当該試験を行つた結果、割れが生じなかつた場合は、これを合格とする。

また、当試験片の外側の表面の伸びが鋼板の伸びの規格最小値を超えて割れが生じた場合、これを合格とする。

② 型曲げ試験において、当該試験片の曲がりの外側の表面又は縁部に割れその他の欠陥が生じてはならないこと。ただし、試験片の縁部に割れその他の欠陥が生じた場合は再試験を行うことができるものとし、当該再試験を行った結果割れその他の欠陥が生じなかつた場合は、これを合格とする。

エ すみ肉溶接継手については、曲げ試験を行うこととし、その試験方法及び判定は、次によること。

① 曲げ試験は、日本工業規格 Z 3 1 3 4 ( 1 9 6 5 ) T型すみ肉溶接継手の曲げ試験方法の規格に定める曲げジグに準じて次図に示す曲げジグを作り、これを用いて当該試験片のすみ肉溶接の重ね部分のほぼ中心を溶接ビードの表側から一定速度で押し曲げる方法により、割れの発角度を調べるものとする。

② 上記①により試験を行った結果、曲げ試験片に割れが生ずる角度は、30度(図のA及びBの角度の和とする。)未満であつてはならないこと。(備考) Tは、試験片の厚さとする

オ 上記アからエまでに掲げるほか、試験について必要な試験の項目、試験の再試験並びに試験片の製作、試験方法及び判定については、J I S試験の例によるものとする。

(4) 規則第20条の4第3項第3号ただし書に定めるところにより行うアニュラ板と底板及び底板と底板とのすみ肉溶接((7)において「すみ肉溶接」という。)は、当該アニュラ板と底板及び底板と底板とが接する面に溶接部の強度に有害な影響を与える間隙がないことを確認してから行うこと。

3 特定屋外貯蔵タンクの溶接部の試験に関し、新たに技術上の基準が定められたこと(令第11条第1項第4号の2及び規則第20条の6から第20条の9まで)。なお、この基準については、次の事項に留意されたい。

(1) 既設の特定屋外タンク貯蔵所について当該特定屋外貯蔵タンクの溶接部に係る工事を行う場合は、溶接部に関する規定の適用があること(令附則第3項)。

(2) 溶接部の試験の実施の時期は、水張試験又は水圧試験(以下「水張試験等」という。)の前とすること。ただし、高張力鋼の溶接継手にあつては溶接が終了した後24時間以上経過した後とすること。

(3) アニュラ板(アニュラ板を設けない特定屋外貯蔵タンクにあつては底板)と側板とのタンク内側の溶接継手の溶接部の試験について、上記(1)によるほか水張試験等の後も実施すること。

(4) 溶接部の試験は、日本非破壊検査協会が認定した非破壊検査認定技術者又はこれと同等以上の技能を有する者が行うものとする。

(5) 放射線透過試験又は超音波探傷試験を行う箇所は、次に掲げる箇所を標準とすること。この場合において、溶接の品質から判断して当該箇所を増減することができること。

ア 側板の厚さ、溶接作業員及び溶接施工方法が同一である縦継手の延長30

メートル以内ごとに任意の位置から2箇所  
イ アに掲げるもののほか、次の表の上欄に掲げる側板の厚さ区分ごとに、同表の下欄に掲げる側板の段数ごとに定められた縦継手の箇所  
ウ 溶接作業者及び溶接施工方法が同一である水平継手の延長60メートルごとに任意の位置から2箇所

- (6) 磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行う箇所は、次に掲げる箇所を標準とすること。この場合において溶接の品質から判断して当該箇所を増減することができること。
- (7) すみ肉溶接の重ね長さについては、溶接部の試験を行うべき部分に該当しないものであること。
- (8) 漏れ試験は、次に掲げる方法等により行うこと。

ア 漏れ試験の種類及び試験方法

① 真空試験による方法

真空試験は、真空度を約1/2気圧とし、屋根外面の溶接継手にあらかじめ塗布された発泡剤が発泡するか否かにより漏れの有無を検出するものであること。

② 加圧漏れ試験による方法

加圧漏れ試験は、タンク内部に水柱50mm程度の空気圧を加えることにより、屋根外面の溶接継手にあらかじめ塗布された発泡剤が発泡するか否かにより漏れの有無を検出するものであること。

③ 浸透液漏れ試験による方法

浸透液漏れ試験は、浸透液（蛍光漏洩試験剤を10000倍から1000000倍の水、浸透探傷剤等に溶解したもの）を塗布し、当該浸透液を塗布した溶接継手の裏面に浸透液が浸透してくるか否かにより漏れの有無を検出するものであること。

イ 漏れ試験の記録の作成

漏れ試験に当つては、下記事項を記載した記録書を作成させるとともに、当該記録書は、当該特定屋外タンク貯蔵所の完成検査の申請時に完成検査申請書に添付させること。

記

1 一般事項

(1) 製造所名及び溶接施行所名 (2) 製造年月日 (3) タンクの番号又は記号及び径 (4) 母材の材質及び厚板 (5) 溶接方法及び開先形状 (6) 試験技術者の所属、署名及び資格

2 試験条件

(1) 試験方法の種類 (2) 試験条件 (3) 試験の実施範囲及び時期

3 試験結果（最終）

(1) 漏れる位置と欠陥状況及び漏れ程度 (2) その他の事項

4 補修部の処置

- (1) 補修の位置 (2) 補修の理由 (3) 補修後の成績
- 4 特定屋外タンク貯蔵所について、水張試験等の際に側板最下端の水平度及び底部の凹凸状態の測定（以下「水平度測定等」という。）を行うべきことが義務付けられたこと（規則第20条の10）。
- なお、この基準については、次の事項に留意されたい。
- (1) 側板最下端の水平度の測定は、水準儀、水盛り等により行うこと。
- この場合、当該測定箇所は、側板最下端であつて、タンクの円の中心に対し対称となる点を3ないし5mの等間隔でとつた点を標準箇所とすること。
- なお、上記測定にあつて、その基準となる点には、容易に消滅しない印を設けるとともに、当該基準点の絶対変位についても測定すること。
- (2) 底部の凹凸状態の測定は、タンク底部に水を張る方法、ピアノ線を張る方法等により行うこと。
- この場合、当該測定箇所は、側板直近の円周上に円の中心に対称となる点を約10メートルの等間隔でとつた点（当該点が4未満となるときは4とする。）及びタンクの設置位置の中心を中心として半径約5メートルを増すごとの同心円を描き、当該円（同心円の数が2未満となるときは2とする。）と円の中心に対称となる点を結んだ線との交点を標準箇所とすること。
- (3) 水平度測定等に当つては、測定結果を記載した記録書を作成させるとともに、当該記録書は、当該特定屋外タンク貯蔵所の完成検査の申請時に完成検査申請書に添付させること。

#### 第5 製造所等（特定屋外タンク貯蔵所を除く。）の技術上の基準に関する事項

- 1 製造所及び一般取扱所に係る屋外にあるタンクに設ける防油堤（以下「20号防油堤」という。）に関する規定が整備されたこと（令第9条第20号イ、規則第13条の3）。
- なお、本改正については、次の事項に留意されたい。
- ア 本改正は、昭和51年8月3日付け消防危第31号都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通達「危険物の規制に関する政令第9条第20号イの屋外にあるタンクの防油堤に関する運用について」に示した事項が規定されたものであること。
- イ 20号防油堤の構造については、上記アの通達1（3）に示した構造の例によるものとしてさしつかえないこと。
- ウ 本改正により、この政令の施行の際、現に存する法第11条第1項の規定による許可を受けている製造所又は一般取扱所に係る20号防油堤については、上記アの通達1（4）の既設のタンク及び2（4）の非引火性危険物を取り扱うタンクに関する運用指針に準じて運用してさしつかえないこと。

この場合において、20号防油堤の高さが規則第13条の3第2項第2号において準用する規則第22条第2項第2号の規定に適合しないこととなるものについては、0.3m以上の高さを確保していれば足り、また、規則第13条の3第2項第2号において準用する規則第22条第2項第12号の規定については、これを適用

しないこととしてさしつかえないこと。

- 2 製造所等の消火設備に係る消火器用消火薬剤（二酸化炭素及び四塩化炭素を除く。）及び泡消火薬剤（水溶性液体用泡消火薬剤を除く。）について、新たに法第21条の2第2項の技術上の規格に適合するものでなければならないこととされたこと（令第22条第1項）。また、消火設備等のうち技術上の規格に適合しないものに係る技術上の基準について、一定の期間を限り特例を定めることができることとされたこと（令第22条第2項、令附則第4条）。
- 3 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（昭和51年自治省令第7号）により、この省令の施行の際、法第11条第1項の規定により許可を受けている屋外タンク貯蔵所に係る防油堤に関する規則第22条の規定のうち、同条第2項第12号の配管の貫通に関する規定の適用に係る日が昭和55年12月31日に改められたこと（規則附則第2項）。

## 第6 手数料に関する事項

手数料について、従来の手数料（移送取扱所に係るものを除く。）の額が2倍（危険物取扱者免状の交付、書換え及び再交付については1.5倍）に引き上げられ、あわせて、新たに法第11条の2の規定による完成検査前検査、法第14条の3第1項及び第2項の規定による保安検査等に係る手数料及び特定屋外タンク貯蔵所に係る法第11条第1項の規定による許可に係る手数料が定められたこと（令第40条）。なお、手数料に係る規則のうち、危険物取扱者試験に係る申請手数料、危険物取扱者免状の交付、書換え及び再交付手数料並びに危険物取扱者に係る受講手数料については、昭和52年4月1日から施行されること（令附則第1項ただし書）。また、本規定については、次の事項に留意されたい。

- (1) 製造所等の完成検査前検査に関する事務処理手続については、昭和39年3月2日付け自消丙予発第15号都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長通達「危険物製造所等の設置変更及び完成検査に関する事務処理手続について」に準じて取り扱われたいこと。
- (2) 法第11条第1項後段の規定による変更の許可に係る特定屋外タンク貯蔵所の変更のうち、特定屋外貯蔵タンクのタンク本体又は基礎若しくは地盤以外の変更についての手数料は、特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵の変更手数料の額と同一の額となること（令第40条の表の（3）の項）。  
なお、上記のタンク本体又は基礎若しくは地盤の変更は、タンク本体にあつては規則第20条の7又は第20条の8に定める溶接部に関する試験、基礎にあつては規則第20条の2第2項第4号又は第6号に定める基礎に関する試験、地盤にあつては規則第20の2第2項第2号に定める地盤に関する試験に係る変更の工事が行われる場合に限られるものであること。
- (3) 既設の特定屋外タンク貯蔵所の変更許可についての手数料は、特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所の変更許可手数料の額と同一の額となること（令附則第5項）。

なお、既設の特定屋外タンク貯蔵所であつて、かつ、完成検査前検査の規定の

適用を受けるものの完成検査前検査に係る手数料については、令第40条の表の(5の2)の項によるものであること。

## 第7 その他の事項

- 1 特定屋外タンク貯蔵所の設置並びに基礎若しくは地盤又はタンク本体の変更に係る許可申請の際の添付書類が追加されたこと(規則第4条第2項第4号及び第5条第2項第4号)。なお、当該添付書類のうち設計図書、工事計画書及び規則別表第1の2に定める書類について記載すべき標準事項は、別紙のとおりとすること。
- 2 法第14条の3第1項及び第2項に規定する保安に関する検査が新設されたことに伴い、法第14条の3の2の規定に基づく定期点検に関し特定屋外貯蔵タンクの内部点検を実施すべき時期の起算点として保安に関する検査を行った日(以下「保安検査日」という。)が追加されたこと(規則第62条の5)。この改正により、内部点検を行わなければならない期間(以下「点検期間」という。)内に当該保安に関する検査を受けた場合は、当該保安検査日が点検期間の始期となるものであること。
- 3 法第14条の3第1項及び第2項の規定に基づき令第8条の4が規定されたことに伴い、昭和51年7月8日付け消防危第22号都道府県知事あて消防庁次長通達「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の施行について」のうち、法第14条の3の2の規定に基づき規則第62条の5の規定の適用を受ける屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクに係る内部点検に関する事項(以下「内部点検事項」という。)及び昭和50年5月20日付け消防予第52号都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長通達「屋外タンク貯蔵所の保安点検等に関する基準について」(以下「保安点検通達」という。)を次のように改めることとすること。
  - (1) 内部点検事項のうち、内部点検を行うべき事項については令第8条の4第3項第1号に規定する事項に準じたものとし、当該点検に当つて留意すべき事項については第2なお書に掲げる事項の例によること。
  - (2) 保安点検通達に基づく保安点検は、令第8条の5に規定する屋外タンク貯蔵所について行うものとし、同通達(1)の保安点検の方法及び(2)の基礎修正については、次によること。
    - ア 保安点検通達(1)の保安点検の方法は、不等沈下の数値の割合が50分の1以上の屋外タンク貯蔵所(法第14条の3第2項に規定する屋外タンク貯蔵所を除く。)について上記(1)により行うこと。
    - イ 保安点検通達(2)の基礎修正は、上記アに該当する屋外タンク貯蔵所について行うこと。この場合、法第11条第1項後段の規定による変更許可を要するものであること。
    - ウ 上記ア及びイの措置を講じた後における沈下測定及びタンクの保安点検に当つての留意事項は、保安点検通達(3)並びに(4)ア及びイの例により行うこと。
- 4 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(昭和51年政令第153号及び昭和52年政令第10号)及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(昭和51年自治省令第7号及び第18号並びに昭和52年自治省令第2号)により改正

整備された規定のうち特定屋外タンク貯蔵所の技術上の基準（以下「改正規定」という。）に係る運用については、昭和51年1月16日付け消防予第4号都道府県知事あて消防庁次長通達「屋外タンク貯蔵所の規制に関する運用等について」（以下「通達」という。）のうち当該改正規定に相当する通達の基準に係る運用事項の例によること。

別 紙

規則第4条第2項第4号及び第5条第2項第4号の規定に基づく設計図書、工事計画書及び別表第1の2の添付書類に記載すべき内容

規則で定める事項	項 目	備 考
1 設計図書		(設計及び施工に関する責任技術者の氏名、所属を記載した書類を添付したもの)
(1) 基礎及び地盤	① 平面図 ② 断面図 ③ 詳細図 (規則第20条の2第2項第2号イに該当する地盤を除く。)	縮尺が500分の1以上のもの 縮尺が縦100分の1以上、横500分の1以上のもの 縮尺が50分の1以上のもの
(2) タンク本体	④ 計算書 ① 平面図 ② 断面図 ③ 詳細図 ④ 計算書	設計条件、工法の選定理由、設計計算等を記載したもの 縮尺が300分の1以上のもの 縮尺が300分の1以上のもの 設計条件、強度及び安定計算等を記載したもの
2 工事計画書		工事概要、施工条件、施工方法、施行管理方法、使用材料の品質等を記載したもの
3 添付書類		
(1) 基礎及び地盤に関するもの 地質調査資料、その他基礎及び地盤に関し必要な資料	① 地質調査資料 ② その他基礎及び地盤に関し必要な資料	地盤概要、地盤断面図、土質柱状図、土質試験結果一覧表、地下水位に関する資料のほか規則第20条の2第2項第2号ハに該当する地盤にあつては当該地盤の改良方法に関する資料 地盤が造成された際の工事の記録、特定屋外タンク貯蔵所を設置する地域の地盤の沈下に関する記録、設置に係る特定屋外貯蔵タンクの近傍の既設工作物の地盤に関する資料等
(2) タンク本体に関するもの 溶接部に関する説明書、その他タンクに関し必要な資料	① 溶接部に関する説明書 ② その他タンクに関し必要な資料	溶接施工方法確認試験要領書、母材及び溶接用材料の溶接特性に関する資料、溶接機器及び溶接部の検査機器に関する資料等